

川崎市公告第1242号

川崎都市計画生産緑地地区の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和8年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

川崎市

宮前区

南平台地内

麻生区

栗平2丁目地内

（3）変更する部分

川崎市

中原区

井田3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、下小田中1丁目、及び上新城1丁目地内

高津区

上作延2丁目、上作延3丁目、上作延5丁目、下作延4丁目、二子3丁目、千年、子母口、末長1丁目、及び坂戸1丁目地内

宮前区

有馬3丁目、有馬5丁目、有馬7丁目、東有馬5丁目、菅生2丁目、平4丁目、西野川1丁目、犬蔵1丁目、犬蔵2丁目、土橋2丁目、野川本町1丁目、初山

1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目、南野川2丁目、南野川3丁目、馬絹
3丁目、馬絹4丁目、宮崎、及び鷺沼1丁目地内

多摩区

栗谷1丁目、菅3丁目、菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、寺尾台1丁目、長沢
1丁目、長沢4丁目、長尾5丁目、堰2丁目、堰3丁目、中野島3丁目、南生田
2丁目、及び登戸地内

麻生区

岡上1丁目、岡上2丁目、岡上5丁目、高石3丁目、細山3丁目、王禅寺西
7丁目、王禅寺東4丁目、五力田3丁目、千代ヶ丘3丁目、千代ヶ丘5丁目、
及び栗木3丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）

川崎市経済労働局都市農業振興センター（高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷
ビル2階）

4 縦覧期間

令和8年9月10日（木）から令和8年9月24日（木）まで